

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○指定納付受託者の指定	(税 務 課)	一
○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託	(同)	一
○救急医療機関の申出事項変更の届出	(医療政策課)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○公有水面埋立ての免許出願	(水産業基盤整備課)	二
○海岸保全区域の変更(四件)	(同)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	五
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(税 務 課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(食産業振興課)	五
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		六
○政治団体の届出		六
○政治団体の届出事項の異動届		六
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)		八

ページ

告 示

○宮城県告示第三百九十五号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。
令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

三 指定年月日

令和四年四月二十五日

四 指定期間

令和四年四月二十五日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和四年四月二十五日次のとおり委託した。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス

楽天グループ株式会社

二 委託期間

令和四年四月二十五日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり所在地を変更した旨届出があった。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	名 称	所 在 地
医療法人徳洲会 院	医療法人徳洲会 院	仙台東洲会病 仙台東洲会病	仙台市泉区七北田字 鶴籠沢十五番地
		仙台東洲会病	仙台市泉区高玉町九番八

○宮城県告示第三百九十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和四年五月二十日

○宮城県告示第三百九十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

令和四年三月十八日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字大森三十番二、同三十一番、字祝田藤ヶ崎一番五に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 石巻市渡波字佐須藤ヶ崎八十番地に設置した基点Ⅲ―一(北緯三八度二四分二一・二〇四五秒、東経一四一度二二分五・八五三八秒)から一六度四分二五秒 二一・二七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 二二九度一七分四五秒 一〇・五九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 二二八度二〇分五九秒 二・九八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三一九度二分四六秒 二〇・〇四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 四九度三七分八秒 三・五七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 四九度六分四秒 一〇・九七メートルの地点

(二) 面積

二八〇・九四平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字大森三十番二、同三十一番、字祝田藤ヶ崎一番五に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域。

- アの地点 石巻市渡波字佐須藤ヶ崎八十番地に設置した基点Ⅲ―一(北緯三八度二四分二一・二〇四五秒、東経一四一度二二分五・八五三八秒)から七度十分四十秒 一六二・六七メートルの地点
- イの地点 アの地点から 三一九度一五分五四秒 三四・三五メートルの地点
- ウの地点 イの地点から 四九度一〇分二〇秒 五八・八五メートルの地点
- エの地点 ウの地点から 一四一度五一分二秒 三四・三九メートルの地点

(三) 面積

一、九九四・六一平方メートル(施工区域)

四 埋立地の用途

文化施設用地

五 縦覧期間

令和四年五月二十日から令和四年六月九日まで

○宮城県告示第四百号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第五百二十一号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
 令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区	指定区域
侍浜漁港	仙台湾沿岸	侍浜漁港	侍浜地区	次に掲げるイ点からリ点までを順次結んだ直線及びイ点とリ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 石巻市侍浜字侍浜七番地二番地先の二級基準点 イ点 基点A点から二六九度二五分三七秒一二四・二八三メートルの地点 ロ点 イ点から二二度四六分五八秒三一・五〇七メートルの地点 ハ点 ロ点から一〇二度四九分五五秒八一・四六八メートルの地点 ニ点 ハ点から一〇九度二五分二〇秒二九・九九〇メートルの地点 ホ点 ニ点から一四度三六分〇八秒四一・四〇三メートルの地点 ヘ点 ホ点から一一三度三五分四八秒二六・九二〇メートルの地点 ト点 ヘ点から一六五度二一分四〇秒五四・九四九メートルの地点 チ点 ト点から一七〇度四二分二二秒四二・六九〇メートルの地点 リ点 チ点から二九九度五五分三六秒八六・五四五メートルの地点

○宮城県告示第四百一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第三百八十二号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
 令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区	指定区域
水浜分浜	三陸南沿岸	水浜分浜	水浜分浜地区	次に掲げるイ点からナ点までを順次結んだ直線及びイ点とナ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 石巻市雄勝町水浜字水浜四十六番三地先の二級基準点 イ点 基点A点から一二四度五四分一九秒二九九・六二二メートルの地点

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第三十七号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
 令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区	指定区域
明神漁港	三陸南沿岸	明神漁港	明神地区	次に掲げるイ点からル点までを順次結んだ直線及びイ点とル点の地点 口点 イ点から一九六度〇〇分〇〇秒八九・八四四メートルの地点 ハ点 口点から三〇三度三三分四五秒四四・九三二メートルの地点 ニ点 ハ点から三〇四度〇〇分〇〇秒一三六・二八五メートルの地点 ホ点 ニ点から八度五七分三一秒一〇五・〇四八メートルの地点 ト点 ホ点から三一七度二〇分一四秒三一・九九四メートルの地点 チ点 ト点から二九四度一九分一五秒七一・五五五メートルの地点 リ点 チ点から三〇四度〇五分一七秒六九・八四六メートルの地点 ル点 リ点から三二四度〇〇分〇〇秒一二五・〇〇〇メートルの地点 ヌ点 ル点から一度四五分四〇秒二一一・六一一メートルの地点 ル点 ヌ点から四度三九分五三秒八・二六〇メートルの地点 ヲ点 ル点から九七度三四分四八秒一五・三八九メートルの地点 ワ点 ヲ点から九五度五一分五二秒九・二四一メートルの地点 カ点 ワ点から三四度〇〇分〇一秒三七・一五一メートルの地点 ヨ点 カ点から八四度〇〇分〇一秒五〇・〇〇〇メートルの地点 タ点 ヨ点から一五九度〇〇分〇一秒二四・五一九メートルの地点 レ点 タ点から二〇二度四六分〇七秒三七・三六八メートルの地点 ソ点 レ点から一八六度四六分四八秒一〇・六・四七一メートルの地点 ツ点 ソ点から一五九度五三分二九秒一三二・五三一メートルの地点 ネ点 ツ点から八九度一三分五五秒一二〇・四七四メートルの地点 ナ点 ネ点から一七〇度一五分四九秒二三六・三二七メートルの地点 イ点 ナ点から三五〇度一五分四九秒九八・四一一メートルの地点

○宮城県告示第四百二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第三十七号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
 令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区	指定区域
明神地区	三陸南沿岸	明神漁港	明神地区	次に掲げるイ点からル点までを順次結んだ直線及びイ点と

岸	海岸	海岸
ル点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 石巻市雄勝町明神字沼尻二十三番一地先の二級基 準点 基点A点から一四九度三三分〇九秒三三・六八三 イ点 基点A点から一四九度三三分〇九秒三三・六八三 メイトルの地点 ロ点 イ点から二五一度五二分〇一秒五九・四八六メートル の地点 ハ点 ロ点から三四三度〇二分〇五秒二三・七五八メートル の地点 ニ点 ハ点から二九八度〇八分三二秒一四九・一四九メートル の地点 ホ点 ニ点から二六一度五四分五二秒一五・一五八メートル の地点 ヘ点 ホ点から二四〇度四七分三七秒一八二・三四六メートル の地点 ト点 ヘ点から二六二度二五分三四秒三一・四六七メートル の地点 チ点 ト点から三五九度四分五四秒九〇・六七六メートル の地点 リ点 チ点から五四度〇〇分〇秒一〇七・四一一メートル の地点 ヌ点 リ点から七二度五九分五九秒一〇三・〇〇〇メートル の地点 ル点 ヌ点から一一二度〇〇分〇秒二二〇・〇〇〇メートル の地点		

○宮城県告示第四百三三号
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十六年宮城県告示第九百七号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	地区	指 定 区 域
三陸南沿	小島漁港	小島地区	
岸	海岸	海岸	次に掲げるイ点からキ点までを順次結んだ直線及びイ点と基点A点、石巻市雄勝町小島字和田七番五地先の二級基準点、基点A点から七一度二一分四一秒一四・八八五メートル、イ点の地点、ロ点の地点から二四八度〇五分一四秒一四・〇四〇メートル、ハ点の地点から一六四度二八分一五秒五八・五〇〇メートル、ニ点の地点から二三五度〇〇分〇秒七二・〇〇〇メートル、ホ点の地点から三五七度〇〇分〇秒一二・〇〇〇メートル、ヘ点の地点から三〇三度〇〇分〇秒七五・〇〇〇メートル、ト点の地点から二七七度〇〇分〇秒二〇七・〇〇〇メートルの地点

チ点	ト点から三二〇度五七分三七秒三六・〇八三メートルの地点
リ点	チ点から四四度〇〇分〇秒五〇・五二一メートルの地点
ヌ点	リ点から一四一度二分五八秒八・九三六メートルの地点
ル点	ヌ点から一三六度二六分一三秒七・六六二メートルの地点
ヲ点	ル点から一二七度一分四七秒六・五〇九メートルの地点
ワ点	ヲ点から一一七度五〇分〇秒六・五五六メートルの地点
カ点	ワ点から一一〇度四五分〇〇秒一二・〇四一メートルの地点
ヨ点	カ点から一〇六度一三分三秒九・八〇六メートルの地点
タ点	ヨ点から一〇二度五九分〇六秒二六・六五四メートルの地点
レ点	タ点から一〇三度四一分一九秒二三・五三三メートルの地点
ソ点	レ点から九七度四九分三五秒一二・〇〇七メートルの地点
ツ点	ソ点から九二度五七分五八秒一五・八二八メートルの地点
ネ点	ツ点から九〇度〇〇分〇秒九・二七六メートルの地点
ナ点	ネ点から八七度二九分三九秒二五・一〇〇メートルの地点
ラ点	ナ点から八九度〇四分二〇秒二二・八九〇メートルの地点
ム点	ラ点から八四度一分四二秒八・七七五メートルの地点
ウ点	ム点から八〇度四五分二〇秒九・九三二メートルの地点
キ点	ウ点から一五度一七分五六秒一九・六三六メートルの地点
ノ点	キ点から一〇五度一七分五七秒四一・〇七一メートルの地点
オ点	ノ点から一九五度一八分〇〇秒一六・八一メートルの地点
ク点	オ点から一〇八度〇八分四四秒一四・一九九メートルの地点
ヤ点	ク点から一一七度五九分五四秒一五・二八四メートルの地点
マ点	ヤ点から一一一度五五分二秒八・七〇二メートルの地点
ケ点	マ点から一四四度四七分四四秒八・七七七メートルの地点
フ点	ケ点から一三四度一四分二四秒一六・〇一二メートルの地点
コ点	フ点から一三八度五六分〇九秒一八・九四一メートルの地点
エ点	コ点から一四七度〇六分一三秒一〇・八八九メートルの地点
テ点	エ点から一五八度〇四分二四秒一〇・九二一メートルの地点
ア点	テ点から一六九度三五分三〇秒一三・五五二メートルの地点
サ点	ア点から一六二度三七分〇四秒三・八五四メートルの地点
キ点	サ点から一五四度三九分五八秒九・八九九メートルの地点

地点

○宮城県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三八

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

三一 解除に係る保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の三六、二の三八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第四百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新太子堂土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町利府字新館九番地

三 設立認可の年月日

令和三年二月二十六日

四 変更認可の年月日

令和四年五月十三日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和四年度税制改正等に伴うシステム修正業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年四月五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 三億四千七十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年五月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和四年度デジタルマーケティングを活用した県

産品販売支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和四年三月二十五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

五 契約金額 二億五千四百九十七万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第二項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

仙台市袋原保育所の項中「同 市太白区袋原五丁目一番一〇号」を「同 市太白区袋原五丁目一番一〇号」に改め、茂庭台第二市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

仙台市赤石文化財収蔵庫

同 市太白区茂庭字合ノ沢南三一番地

玉浦コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

同 市北長谷内田九〇番地の一

岩沼西コミュニティセンター

同 市北長谷内田九〇番地の一

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年五月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の代表者 会計責任者 主たる事務所 公職の種類 一以上の市町村等の区域を単位として設

の名称 氏名 氏名 所の所在地 (第一号) 届出年月日

立憲民主党宮城参議院選挙区第2総支部 小畑 仁子 須田惠美子 仙台市泉区 参議院議員 長命ヶ丘四一三三―八

○ 令和四年四月十二日

けられる支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

国民民主党宮城総支部連合会 浅野 哲 浅野 哲 仙台市青葉区立町二〇一 令和四年四月二十六日

自由民主党宮城県遊技産業支部 渡部 修 齋藤 真紀 仙台市若林区沖野二一七 令和四年四月十一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

伊東孝浩後援会 伊東 孝浩 大山 勝 石巻市中浦一―二―四一 令和四年四月一日

いのち芽吹く石巻の会 佐々木マリ 齋藤 祐司 石巻市開北四―七―一五 令和四年四月十三日

岩沼の未来をつくる会 高橋 光孝 大村 晃一 岩沼市志賀字銅谷三七 令和四年四月十九日

参政党宮城支部 ローレンス 綾子 千葉久美子 仙台市泉区紫山五―三―四―一三 令和四年四月一日

高橋重信後援会 赤間 健一 赤間 健一 黒川郡大郷町味明字中屋敷二 令和四年四月七日

法華栄喜後援会 及川留太郎 佐藤 厚 大崎市松山千石字亀田四―三―一 令和四年四月四日

○宮選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年五月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党泉区支部	橋本 啓一	代表者の氏名	橋本 啓一	斎藤 範夫	令和四年四月一日
自由民主党栗駒支部	吉田 優俊	主たる事務所の所在地	栗原市栗駒芋塚 倉沢七〇	栗原市栗駒中野 上野原北三八	令和四年四月一日
自由民主党東和支部	山田 正	主たる事務所の所在地	登米市東和町米 谷字根廻一三	登米市東和町米 谷字根郭八五	令和四年四月一日
自由民主党宮城県港湾支部	谷川 純一	代表者の氏名	長谷川正隆	高柳 紀之	令和四年四月一日
自由民主党宮城県郵政政治連盟支部	三浦 寿明	代表者の氏名	三浦 寿明	内ヶ崎 慎	令和四年四月一日
宮城維新の会	早坂 敦	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区一番町三一〇一 一四	富谷市ひより台 二一三一〇一	令和四年四月十六日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
雨森修一後援会	雨森真太郎	代表者の氏名	雨森真太郎	遠藤 茂	令和四年三月三十一日
伊藤牧世後援会	佐藤 農	政治団体の名称	伊藤牧世後援会	手島牧世後援会	令和四年四月一日
大須賀啓後援会	菅原 廣一	代表者の氏名	菅原 廣一	大熊 勝良	令和四年四月一日
小関幸一後援会	高橋 良吉	代表者の氏名	高橋 良吉	松村 行衛	令和四年四月三日
佐々木こうき後援会の会	佐々木弘毅	代表者の氏名	堀切 厚周	鈴木 定一	令和四年三月三十一日
早坂憂後援会	佐々木泰彦	主たる事務所の所在地	大崎市古川北稲 葉三一三一二 五	大崎市古川西館 三一九一二五	令和四年三月二十日
	代表者の氏名		早坂 麻希	佐藤 利明	

福井たかまさ後援会	庄子 隆	代表者の氏名	庄子 隆	庄司 勝壽	令和四年四月十日
宮城県林業政治連盟	佐藤 正友	代表者の氏名	佐藤 正友	佐藤 豊彦	令和三年五月二十四日
村上まさと後援会	村上 金男	代表者の氏名	村上 金男	野中 郁彌	令和四年一月十三日
○宮選管告示第五十三号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。					
			宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎		
○宮選管告示第五十四号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。					
			宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎		
(その他の政治団体)					
村上まさと後援会	報告年月日	4. 3. 29 (4. 3. 10解散)			
1 収入総額					7,202
前年繰越額					7,202
2 支出総額					0

○宮城県告示第五十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和四年五月二十日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

大橋昭太郎後援会

報告年月日 4. 3. 31（3. 12. 1解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

庄子けんいちを励ますTGの会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 庄子 賢一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 4. 4. 8（4. 4. 7解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

英の会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 庄子 賢一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 4. 4. 8（4. 4. 7解散）

1 収入総額 73,700

本年収入額 73,700

2 支出総額 73,700

3 本年収入の内訳

寄附 73,700

政治団体分 73,700

4 支出の内訳

政治活動費 73,700

組織活動費 38,500

機関紙誌の発行その他の事業費 35,200

機関紙誌の発行事業費 35,200

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

公明党宮城県本部 73,700 仙台市若林区

村上まさと後援会

報告年月日 4. 3. 29（4. 3. 10解散）

1 収入総額 7,202

前年繰越額 7,202

2 支出総額 0

○宮城県告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和四年五月二十日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

庄子けんいちを励ますTGの会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 庄子 賢一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 4. 4. 8（4. 4. 7解散）

1 収入総額 45,440

本年収入額 45,440

2 支出総額 45,440

3 本年収入の内訳

寄附	45,440	政治活動費	7,202
個人分	45,440	その他の経費	7,202
4 支出の内訳			
経常経費	45,440		
事務所費	45,440		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
年間五万円以下のもの	45,440		
英の会			
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号			
公職の候補者の氏名 庄子 賢一			
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員			
報告年月日 4. 4. 8 (4. 4. 7解散)			
1 収入総額	45,440		
本年収入額	45,440		
2 支出総額	45,440		
3 本年収入の内訳			
寄附	45,440		
個人分	45,440		
4 支出の内訳			
経常経費	45,440		
事務所費	45,440		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
年間五万円以下のもの	45,440		
村上まさと後援会			
報告年月日 4. 3. 29 (4. 3. 10解散)			
1 収入総額	7,202		
前年繰越額	7,202		
2 支出総額	7,202		
3 支出の内訳			